

様式第1号（第5条関係）

徘徊高齢者位置情報探索機器貸与事業利用申請書（兼）承諾書

令和 年 月 日

南相馬市長

本申請にかかる個人情報を以下の関係先へ提供することに同意の上、次のとおり徘徊高齢者位置情報探索機器貸与事業の利用を申請します。

情報提供する関係先

[地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・民生委員・本事業委託業者・警察署・消防署]

※以下、適宜□にレ印をつけてください。

申請者	ふりがな 氏名	続柄		電話番号	固定：	
	住 所	〒				
利用高齢者	ふりがな 氏名	性別	生年月日			
	住 所	男・女	大正 昭和	年	月 日	
	住 所	□申請者に同じ 〒 区				
緊急連絡先	氏名	住 所			電話番号	
	①原則、申請者様を緊急連絡先の一番目に登録いたします。					
	続柄（ ）	□申請者に同じ □利用高齢者に同じ 〒				
	続柄（ ）	□申請者に同じ □利用高齢者に同じ 〒				

※代行申請の場合（地域包括支援センター・ケアマネジャー使用欄）

担当者 氏名		事業所名 管理者名	
住 所	〒 電話番号		

位置情報探索機器（GPS端末）の利用に係る承諾書（別紙）の内容について

承諾します

承諾しません

承 諾 書

位置情報探索機器（以下「GPS 端末」という。）を利用するに当たり、下記のことについて承諾します。

記

1 GPS 端末の管理

- (1) 利用者は、善良な管理者の注意をもって、GPS 端末を維持管理するものとし、GPS 端末に係る利用料及び通信料（無制限）以外に要する費用は、利用者の負担とする。
- (2) 利用者は、GPS 端末を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換、若しくは担保に供してはならない。

2 GPS 端末の賠償

- (1) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により、GPS 端末の利用に障害が生じた場合の利用者の損害については、市長及び委託事業者にその賠償を求めるない。
- (2) GPS 端末の利用中に利用者に発生した事故については、市長、委託事業者にその損害の賠償を求めるない。
- (3) 自己の過失により、GPS 端末をき損又は滅失した場合は、直ちに委託事業者にその状況を報告し、自己の負担において原状に回復しなければならない。
- (4) GPS 端末の利用取消日を過ぎても GPS 端末の返却がない又は返却が不可能な場合は、特別な事情のある場合を除き、利用者の負担において GPS 端末を弁償しなければならない。

3 GPS 端末の返還

- (1) GPS 端末を必要としなくなったときは、速やかに委託事業者にその返還を申し出なければならない。
- (2) 市長は、利用者が GPS 端末を必要としなくなったとき、又は本承諾書に違反したと認めるとときは、その返還を命ずることができる。

4 個人情報の利用

利用申請に要する個人情報について、利用高齢者の位置情報を探索する目的で、市から委託事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員、警察署及び消防署に提供すること。